

岐阜労働局発表  
平成18年11月22日

担 当	岐阜労働局	安全衛生課
	課長	橋本 正人
	安全専門官	中島 一成
	☎(058)245-8103	

## 離職者を対象とした無料石綿健診の申込期間の延長について

### —12月28日まで受付期間を延長—

岐阜労働局(局長 松本 守)管内においては、厚生労働省の委託事業として、「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業」を平成18年11月1日から実施することとし、10月20日付で広報等を実施したところです(別添1参照)。

平成18年11月17日現在、下記の受託健診機関にて申込の受付を行っているところですが、現在もお問合せを頂いていることから、申込期間を下記のとおり延長することといたしました。

本健診事業は、一定の要件を満たし、健康診断の受診を希望される方の申込により、受託健診機関が石綿健康診断を無料で実施するもので、検診項目は石綿障害予防規則に基づく石綿健康診断(別添2参照。)と同様となっています。

#### 記

#### 1. 受託健診機関毎の受付期間等について

受託健診機関の名称	所在地等	延長後の申込等の受付期間
(社)岐阜県労働基準協会連合会 労働衛生センター	岐阜市日置江4-47 ☎(058)279-3399	平成18年11月1日(水) ～平成18年12月28日(木)
(財)岐阜県産業保健センター	多治見市東町1-9-3 ☎(0572)22-0115	平成18年11月1日(水) ～平成18年12月27日(水)
(財)岐阜健康管理センター	美濃加茂市西町1-292 ☎(0574)25-2982	平成18年11月1日(水) ～平成18年12月28日(木) (※12月28日は午前中のみ)

## 2. 対象者

下記の4つの要件いずれにも該当する県内に在住の元労働者で、石綿健康診断の受診を希望される方。

- (1) 健康管理手帳の交付を受けていないこと。
- (2) 過去に従事していた石綿作業の内容が特定できること。
- (3) 石綿作業に従事してから10年以上が経過していること。
- (4) 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業（倒産）又は退職者に対する健康診断を拒否する等の理由で、石綿健康診断を受診できない状態にあること。

## 3. 申込方法等

受託健診機関から配布される「申込書」「自記式問診票」（別添3参照。）に必要事項を記入し、受診を希望する受託健診機関に提出いただきます。

## 4. お問い合わせ先

岐阜労働局安全衛生課（☎058-245-8103）又は受託健診機関のいずれかまでお願いします。